

義農公園再整備設計業務 仕様書

義農公園は、昭和33年に町内で初めて整備された都市計画公園であり、隣接する義農神社とともに、象徴的な空間として親しまれてきた。かつては町営コミュニティプールやタコの滑り台などの施設を備え、世代を超えて町民の記憶に残る憩いと交流の場であった。現在では、義農公園及び隣接する松前保育所跡地の地下に雨水貯留施設が整備されており、公園の区域拡張や空間再編を見据えた再整備の必要性が高まっている。

1 業務名

義農公園再整備設計業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年6月30日（火）までとする。

3 目的

義農公園再整備設計業務（以下「本業務」という。）は、義農公園の将来的な在り方について、既成市街地地区のにぎわいの創出や地域の魅力向上への寄与も視野に入れ、町が主体となって実施する町民向けのアンケートやワークショップ、並びに将来的な管理運営を見据えた地元団体等からの意見を踏まえ、多世代交流、歴史継承、防災等の機能を備えた公園空間の整備に向けた検討を行うものである。

本業務において、公園全体の空間構成、機能配置、ゾーニング、動線計画、施設構成、植栽、設備、維持管理の視点等について、実施段階を見据えた具体的かつ整合性のある検討を行い、必要な図面及び成果品を作成するものとする。

4 業務の範囲

松前町大字筒井（A≒0.72ha）※義農神社部分除く。（別紙設計範囲図参照）

本業務は、義農公園及びその隣接地を対象とし、再整備に向けて区域ごとに以下の範囲について検討を行うものである。なお、義農神社については、一体的な活用が現時点では不確定であることから、当該神社を除いた場合の検討と、将来的に一体的な利用が可能となった場合を想定した空間構成上の検討を行うものとする。

名 称	所在地	面 積	業務対象範囲の概要
①義農公園	松前町大字筒井 1331-1	約0.30ha	昭和33年度整備。既存施設（園路、芝生、遊具、休憩所、外構等）の再構成対象。現在は雨水貯留施設整備中。
②プール＋老人憩の家跡地	松前町大字筒井 1327、1328	約0.10ha	旧プール及び老人憩の家跡地を含む空間。義農公園と一体的に公園として整備する範囲。

③保育所跡地	松前町大字筒井 1326-2+農道	約0.28ha	旧松前保育所跡地。現在は雨水貯留施設の整備区域であり、公園として一体的な活用を想定。
④増加部分	松前町大字筒井 375-3他	約0.04ha	雨水貯留施設整備区域。整備後の地上部を公園として活用し、公園及び歩道の設計を対象とする。
⑤義農神社	松前町大字筒井 1329外5筆	約0.24ha	設計対象ではないが、将来的な一体利用の可能性を踏まえ、空間構成上の関係性や活用イメージを検討（図示等）するにとどめる。
⑥義農通り周辺	松前町大字筒井	—	義農公園の再整備を契機として、リノベーションまちづくりに関する取り組みが期待されるエリア。ただし、本業務との直接的な関係は限定的。

5 業務の内容

（１）業務計画

業務の目的や内容を把握し、業務手順や遂行に必要な計画（業務計画書）を立案する。

（２）与条件の細部整理

以下の項目により得られたデータを基に、計画地における設計条件を整理すること。

①与条件や計画の把握と整理

②各種設計条件の整理と確認

③各種設計基準の抽出と適用の確認

④現地調査（義農公園及び保育所跡地については雨水貯留施設の工事中であり、現場状況に応じて調査方法や範囲に制限が生じることを考慮すること。）

（３）既存敷地及び施設に関する方針検討

義農公園及びその隣接地の敷地全体及び既存施設（園路、広場、遊具、外構、植栽、ファニチャー、照明等を含む）の現況を把握し、再整備の方針を検討すること。

なお、設計業務実施の上では隣接する義農神社の土地・建物は対象外とするが、公園と一体的に利用される状況を踏まえ、神社との動線や視覚的連続性、歴史的背景に配慮し、デザイン面での調和が図れるよう空間構成及び景観的な検討を行うこと。

（４）町民意見の反映

本整備に関する町民意見の把握は、町が主体となり町民向けのアンケート及びワークショップを実施する予定である（令和7年10月頃より実施予定）。受託者は、これらの結果を踏まえ、町民意見を反映した空間構成及び施設配置となるよう計画を検討すること。なお、アンケート・ワークショップ等の実施・運営・整理は町が行う。

併せて、町は同時期に将来的な管理候補者（地元団体を想定）へのヒアリングも実施する。受託者は、その内容を参考にしつつ、管理運営の視点を踏まえた施設配置や空間構成となるよう計画に反映すること。なお、ヒアリング対象は1～2者程度を想定し、業務の進行を妨げるものではない。

(5) 施設構成等の検討

与条件整理及び町民意見等を踏まえ、公園全体の整備計画に必要な以下の事項について整合性ある検討を行う。

- ・ 計画内容の整合性確認
- ・ 敷地、施設容量及び利用者数等に基づく配置計画の検討
- ・ 空間構成、景観、意匠等に関する検討
- ・ 園路、広場、遊具、植栽等に関する検討
- ・ 駐車場及び駐輪場の適切な規模・配置に関する検討及び設置
- ・ 造成及び給排水等インフラに関する検討
- ・ 建築物等（トイレ棟・管理棟・あずま屋）の配置及び構成に関する検討
- ・ 想定される災害の整理と防災機能の検討
- ・ 整備水準及び概算事業費の検討

※管理棟の検討は必要性があると判断された場合とする。

(6) 敷地内建築物等の検討

別紙「松前町 建築設計業務委託 特記仕様書」(以下「建築仕様書」)のとおり基本設計を実施する。

(7) 図面等作成

施設構成等の検討結果に基づき、以下の図面を作成する。

なお、配置計画図及び鳥瞰図（パース）については、「義農神社を現状のまま残す場合」と「義農神社敷地を活用可能な状態とし、公園と一体的に利用する場合」の2パターンを作成するものとする。

- ・ 配置計画図（義農神社現状案・一体利用案の2パターン）
- ・ 計画平面図
- ・ 主要断面図
- ・ 主要施設一般図
- ・ 鳥瞰図（パース）（義農神社現状案・一体利用案の2パターン）
- ・ 建築仕様書に定める図面

図面は国土交通省「CAD製図基準」に準拠する。

(8) 概算工事費算出

施設構成等の検討結果に基づき、市場単価や参考見積等を用いて概算工事費を算出する。

(9) 報告書作成

検討内容及び成果を簡潔かつわかりやすく取りまとめた報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間2回、成果納品時の計4回実施する。

打合せは、対面又はWEB会議等の方法により実施することができる。

6 成果品

本業務における成果品は下記の通りとする。

- ・業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- ・電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- ・3Dモデリングデータ・・・・・・・・・・・・ 1 式

※3Dモデリングデータについて

義農神社を含めた周辺空間を含む公園全体の3Dモデルを作成し、鳥瞰図（パース）作成に用いたデータを成果品として提出する。

義農神社を含む／含まない2パターンを作成し、双方のデータを提出すること。
なおファイル形式は以下のいずれかとする。

- ・SketchUp（.skp）形式
- ・Rhinoceros（.3dm）形式

又は両ソフトで読み込み可能な互換ファイル形式（.dxf、.3ds）

7 その他

（1）町民向けアンケートの概要（予定）

①時期

- ・令和7年10月中

②実施方式

- ・オンライン（町ホームページ・SNS等から回答可能とする）
- ・公共施設等窓口でアンケート用紙の配布・回収
- ・想定対象者：子育て世代を中心に、幅広い年齢層
- ・英語表記でも実施

③アンケート内容

- ・現状利用状況と利用頻度
- ・公園に求める基本機能（安全性、快適性、利便性等）
- ・滞在・交流を促す要素（芝生広場、休憩施設、イベント空間等）
- ・歴史資源への配慮や継承に関する考え
- ・防災機能や災害時利用に関する意識

④提出数（想定）

- ・100～200程度

⑤活用方法

- ・集計、分析結果をワークショップの資料とし、計画への基礎データとする

（2）町民向けワークショップの概要（予定）

①時期

- ・令和7年11月～12月

②実施方式

- ・全4回（平日夜間・休日等、参加しやすい時間帯を組み合わせる）
- ・参加者：地元関係者のほか公募による町民等
（20名程度を想定、世代・属性のバランスに配慮）

③話し合いの内容（想定）

- ・アンケート結果の共有と意見交換
- ・現状利用の課題整理
- ・公園の基本機能や魅力的な滞在・交流空間に関するアイデア出し
- ・歴史資源や防災機能の取り入れ方に関する意見交換

④最終成果物イメージ

- ・「義農公園でこんなことしてみたい一覧」及び配置計画イメージ

⑤活用方法

- ・成果物を受託者に提示し、計画・設計の基礎資料として反映

（３）管理候補者ヒアリングの概要（予定）

①時期

- ・令和７年11月

②実施方式

- ・１～２回想定
- ・参加者：地元団体１～２者想定（将来的な管理運営を担う可能性のある団体）

③ヒアリング内容

- ・現状利用の課題や改善点
- ・基本機能や滞在・交流空間に求める要素
- ・歴史資源の活かし方
- ・防災機能や災害時対応に関する考え方
- ・管理運営上の課題と必要な支援

④最終成果物イメージ

- ・「義農公園でこんなことしてみたい一覧」及び配置計画イメージ

⑤活用方法

- ・町民意見とあわせて整理し、計画・設計段階での優先順位付けや現実的な運営方法の検討に活用

松前町 建築設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 (義農公園再整備設計業務)

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (義農公園)

(2) 敷地の場所 (伊予郡松前町大字 筒井（義農公園内）)

(3) 施設用途 (文化・交流・公益施設)

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第十二号 第 1 類 相当

3 適用

本特記仕様書（以下「建築仕様書」という。）に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。

なお建築仕様書は、「義農公園再整備設計業務 仕様書」（以下「公園仕様書」という。）に基づき実施する設計業務のうち、建築（意匠・構造・電気設備・機械設備）に係る業務について定めるものであり、公園仕様書を補完するものとする。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 (約 7,200 m²)

イ 用途地域及び地区の指定 (一種住居地域／一部都市公園／防火指定なし)

(2) 施設の条件

①【交流・体験学習棟】

ア 延べ面積 (150 m² 程度)

イ 主要構造 (W—1（S 混構造）)

ウ 耐震安全性の分類

(ア) 構造体 II 類

(イ) 建築非構造部材 B 類

(ウ) 建築設備 乙 類

②【大屋根棟】【倉庫】【フォリー（あずま屋）】

ア 延べ面積 (合計 80 m² 程度)

イ 主要構造 (W—1（S 混構造）)

ウ 耐震安全性の分類

(ア) 構造体 III 類

(イ) 建築非構造部材 B 類

(ウ) 建築設備 乙 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による。

(3) 建設の条件

ア 予定工事費（概算金額）	（	合計 約 2.5 億円（税込）	）
イ 建設工期（予定）	（	令和 9 ～10 年	）

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・ 企画書
- ・ 基本設計書
- 指示事項書（設計条件）

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。共通仕様書に示される特記事項のうち、本特記仕様書で「◎」印を付したものを適用し、「・」印は適用しない。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ◎建築（総合）設計に関する標準業務
- ◎建築（構造）設計に関する標準業務
- ◎電気設備設計に関する標準業務
- ◎機械設備設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務（積算数量調書、単価作成資料、見積収集、見積比較表）
- ◎模型製作
 - ・計画通知又は確認申請に関する手続業務
 - ・関係法令等に基づく各種申請手続業務
- ◎概略工事工程表の作成
 - ・省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
 - ・建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続業務
 - ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
 - ・住民説明等に必要な資料の作成
 - ・日影図の作成
 - ・環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ◎その他
 - ・石綿事前調査
- ◎関係官公庁及び各種インフラ事業者等との協議

2 業務の実施

(1) 一般事項

設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務において、特記なき場合は、国土交通省が制定する技術基準等（最新版）を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載すること。なお、公園仕様書に定める業務計画書と統合し、重複部分は省略することができる。

ア 管理技術者：管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び本業務における担当業務内容。

- イ 主任担当技術者：主任担当技術者（総合、構造、電気、機械、舞台設備）の担当分野ごとに、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び担当業務内容。
- ウ 担当技術者：担当技術者を配置する場合は、分担業務分野、氏名、所属、役職、保有資格、実務経験及び担当業務内容。
- エ 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）を置く場合の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容。なお、主たる分担業務分野（積算に関する業務を除く。）は再委託しないこと。
- オ 追加分担業務分野：総合、構造、電気、機械以外の分担業務分野を設ける場合は、当該分担業務分野の名称、具体的な業務内容、追加する理由並びに当該分野の主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び担当業務内容。
- カ 照査体制及び照査計画：自主照査の実施体制、照査の方法、照査の時期、照査項目、照査結果の記録方法及び是正確認の方法。
- キ 設計方針：公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3. 2に定める設計方針。
- ク 業務工程表：各工程の実施時期、主要な打合せ時期、各段階の成果品提出時期及び照査実施時期を記載した工程表。

(4) 調査職員の権限内容

- ア 調査職員は、本業務に係る調査業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議を行うとともに、業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査及び関連業務との調整を行う。
- イ 調査職員は、前項に定める事項のうち重要なものについて処理を行い、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合には、契約担当課に対し報告し、必要な手続に係る調整を行う。

(5) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務計画書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

本業務の実施に当たっては、次の資格要件等を満たす管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

ア 管理技術者

- (ア) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (イ) 一級建築士であること。
- (ウ) 本業務全体の管理及び統括を行い、発注者との連絡調整、業務工程管理、各分担業務分野間の総合調整並びに成果品全体の取りまとめを行う者であること。
- (エ) 管理技術者は、主任担当技術者を兼ねることができない。

イ 主任担当技術者（総合・構造・電気・機械）

主任担当技術者の資格要件等は次による。

- (ア) 主任担当技術者（積算を除く）は、建築士及び同法に基づく愛媛県の「建築物の設計

又は工事監理の制限に関する条例（昭和 27 年 6 月 20 日県条例第 23 号）」により、本業務の対象建築物の設計又は工事監理を行うことができる建築士であること。

(イ) 主任担当技術者は、原則として、総合、構造、電気、機械の各分野に配置するものとする。ただし、受注者の体制実態を踏まえ、本業務では次のとおり兼務を認める。

- a 主任担当技術者は計 2 名（総合・構造 1 名、電気・機械 1 名）の配置を標準とする。
- b 業務内容が小規模であり、かつ受注者の履行体制（資格・実務経験）が適切と認められる場合は、管理技術者が総合・構造に加え、電気・機械の主任担当技術者を兼務してよい。

(6) 照査

ア 受注者は、本業務の成果品の品質確保を図るため、自主照査を必ず実施しなければならない。なお、本業務においては、独立した照査技術者の配置は求めない。

イ 照査は、管理技術者の統括の下、主任担当技術者（総合）が中心となり、各主任担当技術者相互の確認により実施するものとする。

ウ 照査に当たっては、少なくとも次の事項を確認するものとする。

(ア) 法令、条例、基準等への適合

(イ) 公園、建築、構造、電気、機械その他各分野相互の取り合い及び整合

(ロ) 工事区分、仮設計画、施工条件及び維持管理条件の整理

(ハ) 設計内容と概算工事費との整合

(ニ) 成果品相互の整合及び記載内容の整合

エ 照査により修正を行った事項については、その内容及び対応結果が確認できるよう整理するものとする。

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行うものとし、管理技術者は打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、調査職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(8) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲（ なし ）

・ 指定部分の履行期限（ ）

イ 成果物の提出場所（ 産業建設部まちづくり課 ）

ウ 成果物の取り扱いについて

提出された C A D データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 成果物である設計図書は、履行期間内に調査職員の内容確認を終えたものとする。

3 成果物、提出部数等

成果物等	サイズ	部数	摘要
ア 一般業務 (7) 建築（総合） ●建築（総合）設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ●工事費概算書（構造含む） ●仮設計画概要書 (イ) 建築（構造） ●建築（構造）設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	A4～A3 A4 A4～A3 A4～A3	各 1 部 1 部 1 部 1 部	各工種の内訳書
(ウ) 電気設備 ●電気設備設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ●工事費概算書	A4～A3 A4	各 1 部 1 部	各工種の内訳書
(エ) 機械設備 （給排水衛生・空調換気） ●機械設備設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ●工事費概算書	A4～A3 A4	各 1 部 1 部	各工種の内訳書
(オ) 資料 ●各種技術資料 ●各記録書 ●コスト削減検討報告書	A4～A3 A4～A3 A4～A3	一式 一式 一式	技術別比較検討
イ 追加業務関係 ●模型 ●概略工事工程表	A4～A3	1 個 1 部	1/300 程度

ウ 提出図書等 ●設計図書一式 ●各記録簿（打合せ記録簿） ●C A Dデータ ●成果品写真	A4～A3 A4 A4～A3 A4		
（注） ：設計図は、適宜追加してもよい。 ：計画内容により作成不要な図書がある場合は、協議の上、省略できる。 ：取りまとめ方法については、調査職員と協議のうえ、決定すること。 ：設計図のデータについては、JWW 形式及びPDF とする。 ：設計図以外のデータについては、Word 又は Excel 形式とする。 ：工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。 ：土木仕様書に定める図面と統合し、成果品（報告書）として提出すること。			

指示事項書（設計条件）

【業務名称】

義農公園再整備設計業務

【業務目的】

義農公園再整備に係る町民参加の検討結果及び公園側の計画条件を踏まえ、交流・体験学習施設及び大屋根・フォリー等の建築施設について、機能・規模・配置・構造・設備の前提条件を整理・確定し、次工程（工事発注・事業化判断）に必要な設計図書の作成に資することを目的とする。

【業務範囲】

本指示事項書（設計条件）は、建築特記仕様書及び公園仕様書に基づく業務を前提に、仕様書に明示されていない又は協議により確定すべき事項について、発注者側の設計と条件を示すものである。対象は、建築と公園（土木）との所掌境界・取り扱い条件、埋設物等の制約条件、運用想定に基づく施設要件の補足、協議・承諾の運用（節目）、成果品の統合・版管理に係る条件とする。

【業務内容】

（1）与条件の整理

- ア 公園（土木）とのとりあい：建築と公園工種の境界（レベル、舗装、排水、植栽、外部機器設置、電源引込等）及び工事区分について、協議により整理・確定すること（取り扱い図の作成は求めない）。
- イ 雨水貯留施設及び防火水槽の影響：本業務では発注者提示資料に基づき位置・範囲等を設計図書に表記するとともに、施工及び今後の設計において留意すべき事項（掘削制限、基礎形式の制約、アンカー・配管経路等）を整理すること。
- ウ 法令整理：都市公園法、建築基準法（確認申請の要否を含む）、消防法、バリアフリー関係法令、建築物省エネ法等の適用関係を整理し、必要に応じて関係機関（消防、保健所、上下水道、電力、道路・公園管理等）との協議事項を整理すること。
- エ 既設インフラ：上下水、電気等の既設引込（位置、口径、容量、メーター位置、経路等）を資料に基づき整理し、建築計画（配置・外部機器・維持管理）に支障がない条件として整理すること。

（2）建築：各施設の計画条件

ア 計画の考え方

- a 交流・体験学習等（交流・体験学習施設）：150 m²程度
 - ・都市公園法上の体験学習施設の想定利用を踏まえ、利用者動線・運用動線・管理動線が矛盾なく成立する計画とすること。
 - ・将来の可変性（間仕切り、設備更新のしやすさ等）に配慮すること。

交流・体験学習棟の必要諸室と目安面積

諸室名称	目安面積 (㎡)	備 考
体験学習室	20	
チャレンジキッチン	15	前室・更衣室含む 簡易調理・販売専用想定
学習支援室	13	
女便所	10	大便器 2
男便所	10	小便器 2、大便器 1
多機能便所	5	
給湯室	3	簡易流し設置
授乳室	3	
えんがわ（軒下空間）	60	ベンチ 2 基程度設置

- b 大屋根棟：屋根付き広場としての滞在・活動を想定し、開放性を確保しつつ、雨仕舞・排水・風雨対策、照明等の必要最小限の付帯、夜間管理に配慮した計画とすること。
- c 倉庫：収納対象（イベント備品、清掃具、机・椅子等）を想定し、出入口寸法、施錠、搬入動線及び床・仕上げの耐久性を成立させること。
- d フォリー（あずま屋）：簡易な休憩・滞在の場として、日射・雨天時の快適性、維持管理性（汚れ・腐食・破損しにくさ）を優先し、最小限の設備（電源：USB ポート含む）を設置すること。

(3) 構造

- ア 木造に係る条件（地域材等）：木材の調達性及び維持管理性を踏まえ、流通材・県産材等の活用方針を整理したうえで、木造＋鉄骨のハイブリッドとして合理的な架構計画とすること。腐朽・防蟻、接合部の耐久性、金物仕様等に留意すること。
- イ 基礎形状の検討（液状化への対応）：敷地条件及び地下構造物の影響を踏まえ、基礎形式（直接基礎／杭基礎等）及び施工性について成立性を検討し、液状化への対応の検討を要することを前提に、留意事項（調査の必要性、対策方針の考え方等）を整理すること。

(4) 電気

- ア 交流・体験学習施設は、運用に必要な電源・照明等を過不足なく計画し、屋外（大屋根周辺）についてはイベント等での使用を想定した外部電源・コンセントの配置と安全性（防水・漏電・管理方法）を整理すること。
- イ 点検・更新が容易な配線計画・機器配置とすること。

(5) 機械

- ア 便所計画：便器数、男女区分、多目的トイレの仕様（車いす利用、おむつ替え等）を整理すること。
- イ 授乳室等：授乳・おむつ替えの設置要否及び必要仕様（給湯・換気等を含む）を整理すること。

- ウ 空調・換気：交流・体験学習施設は空調・換気を計画し、方式は保守性・運用性を優先して整理すること。大屋根・フォリー・倉庫は原則として設備最小限とし、必要がある場合は理由・範囲・維持管理方法を明示して協議すること。

(6) その他

- ア 概略工事工程表：工事の節目（与条件確定、協議完了、概算提示、成果取りまとめ等）と、発注者確認・承諾のタイミングが分かる工程表とすること。
- イ 仮設計画（概略）：搬入動線、施工ヤード、既存利用への影響低減、雨水貯留施設・防火水槽等の制約を踏まえた概略方針を整理すること。
- ウ 概算工事費：交流・体験学習施設／大屋根／倉庫／フォリーごとに概算を区分して算出し、前提条件（範囲・単価条件等）が説明できる整理とすること。
- エ VE 案等（検討結果資料）：コスト・施工性・維持管理性に影響する主要論点について、代替案と採否理由を簡潔に整理すること。
- オ 模型：縮尺 1/300 程度、1 m 角程度を基本とし、表現範囲、着脱の有無、納品時記録（写真等）を協議により仕様確定のうえ作成すること。